

公認スキー・スノーボードコーチ規程

(趣旨及び目的等)

第1条 公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSP0」という。)と共同で行う公認スポーツ指導者制度の競技別資格付与について、必要なことを定める。
2 公認スポーツ指導者制度は、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進することのできるスポーツ指導者を公認スポーツ指導者として育成することにより、望ましい社会の実現に貢献することを目的とする。

(資格の種類・役割)

第2条 公認スキー・スノーボードコーチは、コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4とし、各項の資格種類、役割は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) スキー・スノーボードコーチ1

地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等でのコーチングスタッフとして、基礎的な知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する者

(2) スキー・スノーボードコーチ2

地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等の監督から全国レベルのヘッドコーチ等の責任者として、安全で効果的な活動を提供するとともに、指導計画を構築、実行、評価し監督することと併せて、コーチ間の関わり及び成長を支援する者

(3) スキー・スノーボードコーチ3、コーチ4

ナショナルチーム等でのコーチングスタッフとして、国際大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う者

(資格の認定)

第3条 前条の資格の認定は、本連盟が実施する専門科目の講習・検定とJSP0および都道府県体育・スポーツ協会が実施する共通科目の講習会を受講し、合格した者をJSP0において認定する。

(受講資格等)

第4条 スキー・スノーボードコーチ1の受講資格は、次の各号に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 本連盟の登録会員であること
- (2) 受講年度の4月1日現在、18才以上であること

2 スキー・スノーボードコーチ2の受講資格は、本連盟の登録会員で、受講年度の4月1日現在、20才以上の者の内、以下のいずれかを満たす者とする。

- (1) スキー・スノーボードコーチ1を取得していること
- (2) スキー・スノーボードコーチ1を取得していない者のうち、旧公認コーチ資格のC級コーチを取得し、保有している者。

3 スキー・スノーボードコーチ3の受講資格は、本連盟の登録会員で、受講年度の4月1日現在、20才以上の者の内、以下のいずれかを満たす者とする。

- (1) スキー・スノーボードコーチ2を取得していること

(2) スキー・スノーボードコーチ2を取得していない者の内、本連盟が認めた者

(養成講習会等)

第5条 スキー・スノーボードコーチ養成講習会の実施についてはカリキュラムを含めて別に公表する。

2 履修は、原則スキー・スノーボードコーチ1、スキー・スノーボードコーチ2、スキー・スノーボードコーチ3の順に行うものとする。

3 受講期限については、受講年度から4年間とする。

(合否の判定)

第6条 専門科目については、年度ごとに定めるカリキュラムに基づき受講し、専門科目の合否を本連盟が判定する。

2 共通科目については、実施団体の定めによる。

(資格の更新)

第7条 資格の更新に関する手続きについては、JSP0の定めによる。

2 本連盟が開催するスキー・スノーボードコーチ更新研修会の実施についてはカリキュラムを含めて別に公表する。

(資格の喪失・復活)

第8条 資格の喪失と資格の復活に関する手続きについては、JSP0の定めによる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正

令和2年4月17日 改正

令和7年3月17日 改正